

名誉会員規程

2004年1月24日理事会決定

2004年3月28日評議会承認

2023年2月18日理事会承認

1. (理念) 日本数学会は、長年日本数学会の活動に参加された方への感謝の意を表し、高齢の会員に相応しい新しい参加の仕方として、名誉会員の制度を設ける。
2. (資格) 名誉会員となるための資格は、在会 30 年以上で年齢 75 歳以上の会員であることとする。
3. (権利) 名誉会員は、数学会における選挙権および被選挙権を持ち、一般会員と同様に数学会の会合に参加し講演などを行う権利を持つ。また、名誉会員は会費を支払う義務を免除されるが、「数学通信」および「会員名簿」を受け取る権利を持つ。
4. (認定手続き) 第 2 項の資格を持つ会員が名誉会員となることを希望する場合は、数学会の事務局に文書で申し込む。申し込みを受けた場合は、理事会は本人の資格を確認し、名誉会員であるとの認定書を送る。
5. (その他) 名誉会員は希望すれば正会員に戻ることができる。正会員から名誉会員への移行、および正会員への復帰は年度単位で行う。

(付則)

1. 名誉会員になることを希望する会員は、前年度の 3 月 31 日までに数学会事務局に連絡すれば、年度始めから名誉会員となることができる。
2. 本規定は、2005 年 4 月 1 日から施行する。
3. この規定の名称を 2023 年 4 月 1 日から「名誉会員規程」と改める。